

(別記)

公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館シズウェル内4階
評価実施期間	H24年9月10日～H24年12月31日
評価調査者番号	①H18-a007
	②H18-b001
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：子育てセンターひだまり保育園部 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：山本千栄子 (管理者)	開設年月日 昭和59年4月1日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 150人 (利用人数)
所在地：〒436-0030 掛川市杉谷南二丁目1-1	
連絡先電話番号 0537 — 23 — 1771	FAX番号 0537 — 23 — 2130
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
支援センター事業・一時預かり事業・病後児保育事業	入園進級式・柏餅作り・サンクチュアリ・里帰りの会・交通安全教室・お泊り保育・花火大会・各種検診・七夕集会・プール参観・プラネタリウム見学・かわな合宿・表現遊びの会・クリスマス会・もちつき会・豆まき・エコパサッカー試合・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要

0歳保育室・沐浴・1才保育室・病後児保育室・2才保育室・3才保育室・3歳教室・ホール（ランチルーム）・4才保育室・4歳教室・5歳保育室・5歳教室・遊戯室・絵本コーナー・一時保育室・子育て支援センター	相談室・トイレ5か所・多目的トイレ・ロッカールーム・洗濯室・厨房・教材室・浴室・長入室・ミーティングルーム・プール		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
保育士	28	栄養士	2
調理員	2	嘱託医	2
看護師（育児休暇中）	1		

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- 1) 法人の基本理念、スローガン、経営方針、行動指針が明確に示されています。また、これらを記した身分証明書を全職員が携行して理解の共有を図っています。
- 2) 法人本部の統括力が発揮され、法人の理念や基本方針、経営戦略などが当該施設に浸透しています。法人はISO9001の認証を取得し、規定に基づき品質目標を設定し、予算の裏付けのある中期経営計画を作成しています。施設は職員から出た意見を組織的に中長期計画に反映し、単年度の事業計画と達成目標を明示し、定期的に達成度を評価しています。
- 3) 管理者等は公認会計士による指導と経営コンサルタントによる経営戦略に関する研修を受け経営の効率化や提供サービスの向上取り組んでいます。
- 4) 職種・職域ごとの研修目標が定められ計画的な人材育成に努めています。法人の「人事制度要綱」に基づき、職員の人事考課が適切に実施されています。
- 5) 雇用形態にかかわらず基本的な福利厚生が手厚く、これに追加しての互助会への参加も自由にでき、職員は自分の生活に応じて利用しています。
- 6) 地域のニーズを把握し、病後児保育の実施、相談事業の窓口案内、相談事業をしています。他に、子育て支援センターを併設しており、毎月定期的に広い地域に広報誌を発行し、言語聴覚士の訪問日を知らせ、多数の子どもが利用しています。
- 7) 幼保教育の長所を生かし、幼稚園部を介して、子どもの生活エリアや保育園部が地域の人との交流を増やし、深めています。また、机と椅子を取り入れ小学校に向けての取り組みや、年齢に合った保育（教育）を行い、異年齢での活動時間も設け、保育に教育の視点を足し、子どもの成長に役立っています。
- 8) 毎日、午後、絵本貸し出しのコーナーで短時間のスライドを上映し、迎え

に来る保護者に日常の子供たちの様子が見られるようにして、情報を伝えて
います。

◆ 特に改善を求められる点

- 1・水周りの清掃についてのマニュアルが十分ではありません。上靴を使用し
ておりトイレの使用についてはスリッパを使用しています。床周辺について
の日常的な清掃方法について等のマニュアルが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

- ◎ 幼保一体化施設となり6年目を迎えました。第三者評価受審にあたり、全
職員で日頃の保育を振り返り見直していくことで、あらゆる面で意識が高
まりました。また、より広い視野で保育を行なうことができるようになり、
一人ひとりの資質向上につながりました。
- ◎ 第三者の方が客観的に評価をされることで、課題が明確となりました。今
後、改善を図り、より園児が安心・安全に生活でき「生きる力」を備えた
子に育成できるよう保育、教育を全職員一丸となって取り組んでまいりま
す。

4 評価分類別評価内容

評価対象 I	
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none">・理念・基本方針は明文化され、保育・教育方針は子育てひだまり保育園部経営書と保育ハンドブックに明記され、職員が携帯している身分証明書にも理念・基本方針・行動指針を明示し周知の取り組みをしています。・理念・基本方針をパンフレットやホームページへ掲載し、機関紙は保健センター・近隣の医療機関へ配布し・自治会へは回覧で回し、年3回補充をしています。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none">・法人が ISO9001 を取得し、これに沿って中長期目標を定め、予算の裏付けのある中長期計画を策定し、施設は年次計画を立てています。・計画には施設職員の意見を積み上げ、法人の計画に組み込まれる仕組みがあり、出来上がった計画書の内容は全職員に周知のため、管理者から資料配付と共に会議で説明しています。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">・法人本部から与えられた役割と自らの思いを職員会議や毎月の園だよりで意思表示をし、法令の遵守にあたっては管理者として自ら研修に参加し、職員へ伝達して質の向上に指導力を発揮しています。

	<ul style="list-style-type: none"> • 日々の生活の中から、子どもの様子を見つつ、節電や節約、業務の効率化や改善に取り組んでいます。
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 幼保園入園計画は掛川市の担当で、市の計画に沿って教育委員会が把握する範囲からも情報を収集し、中長期計画に反映しています。 • ISO の基準に基づき公認会計士の指導や経営コンサルタントからの研修も受けています。 • 施設は毎月、経営に関しての分析を実施して法人に報告し、これを基に指導を受けています。
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法人の分掌は明確に記載され、人事考課も「人事制度要項」があり、考課者は研修を受け、適正に実施されるように取り組んでいます。 • 職員の就業状況の把握は担当者を置いてチェックを行い、法人の福利厚生は雇用形態に関係なく手厚いものとなっています。 • 人材計画は施設の要望に基づき法人で作成され、長期を見据えての施設が求める具体的プランがあり、研修・教育計画は職員一人一人の特性や力量を加味していますが、自己により評価・見直しを実施し、責任者が追認する形式であり、次年度計画への組み込みの一連のサイクルが十分ではありません。 • 実習生の受け入れは基本姿勢に明示し、体制を整備して積極的に行っています。
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各マニュアルは法人で作成された保育ハンドブックに記載され、(給食に関しては別に用意) 職員研修をしていますが、一般的なトイレ・手洗いや水回りの清掃基準等が不足しています。 • マニュアルは ISO の基準に基づき作成され、継続的な見直し規定があります。 • 発生した事故については事故集積シートを作成し、自園と全園と内容を比較検討し、全職員で情報の共有を図っています。 • 事故を補償するための方策を講じています。
	<ul style="list-style-type: none"> • 幼保園に移行後は、地域とのつながりが深い幼稚園を通して、民生委員との話し合いが増え、繋がりも広がり、防災グッズの管理も地元の協力が得られています。

<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 病後児保育を実施しています。子育て支援センターに通う子どもに言語聴覚士が訓練を行っています。 • 職員が意義方針を理解したうえで、受け入れ態勢を整え、中・高校生の体験やボランティアの受け入れを実施しています。 • 虐待に関して職員研修を行い早期発見に努めるとともに、年度当初には保護者に園の通告義務を伝え、情報コーナーには虐待に気づくためのパンフレットを常備しています。
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年1回人権教室を開催し、外国籍の子どもとハンディのある子どもへの対応を学んでいます。 • プライバシーについては内容によって担当職員に伝えるか、全職員で共有するかを判断しています。 • 利用者が意見を述べやすいように意見箱だけでなく、子育て相談BOXを複数設置し、相談室を活用しています。 • 掛川市に特別支援マニュアルがあり、巡回の特別支援コーディネーターがいて、相談事業は窓口案内を設け、担当者を決め、支援につなぎ易くしています。また、必要な社会資源を明確にしています。 • 園独自で教育講演会を開催し、小学校の校長が入学に向けての話をしています。 • 絵本貸し出しのコーナーで毎日午後、短時間のスライドを上映し、迎えに来る保護者に日常の子供たちの様子が見られるようにして、情報を伝えています。このコーナーには児童虐待防止のためのパンフレット等も設置しています。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 提供するサービスの標準的实施方法は指導計画に基づき実施し、反省し、カンファレンスの記録をしています。 • 乳幼児はSIDS,仰向け寝で15分ごとチェックし、0歳時の場合、24時間ダイアリーで細かくチェック記入しています。 • 自己評価を毎年継続的に実施し、検討の会議の結果に基づき、次年度の目標に掲げ、改善に向けて取り組んでいます。 • 健康診断やアレルギー疾患・乳児保育等子どもに対し

	<p>て一人一人に適切な指導を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育の子ども引き継ぎ方を適正に実施し、子どもの人数により部屋を分け、基準以上の職員の人員配置をしています。 ・学区の学園化構想の会議に参加し、小学校との交流も活発で、健全育成会に年4回出席しています。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの開始についてはホームページや園のパンフレットを作成して情報提供を行い、入園時の面接記録を残しています。 ・法人内での移行に当たっては対応の手順が定められていますが、異なる法人の変更や家庭への移行にあたっての書式が不十分です。 ・実施計画は子供の心身の発達や家庭、地域の実態に即し保育課程に園の特色を入れ込み、全職員が参画して見直しを行っています。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントはひだまり独自の書式を用意し、決められた手順で行っています。 ・「説明」と「同意」のためのマニュアルがあり、必要に応じ保護者へ「説明」と「同意」を得ています。 ・保育実施計画作成にあたり、法人として見直しを行い、カンファレンスで子どもの様子を確認し、個別支援計画の策定とサービスの実施をしています。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	

	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
	② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A

	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A
--	-----------------------------	---

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
③	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
⑤	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
②	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
③	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
④	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
⑤	沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
⑥	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
④	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤	相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	A
⑥	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
⑦	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
①	保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A

	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
Ⅲ-2-(3)	生活環境が適切に整備されている。	
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4)	保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。	
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(7)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
①	施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
①	定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
②	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
③	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
④	サービス実施計画を適切に策定している。	A
⑤	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A